

保健師助産師看護師業務従事者届

○ 保健師助産師看護師法第33条

(氏名、住所等の届出義務)

業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

○ 保健師助産師看護師法施行規則第33条

(届出)

法第三十三条の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

- 2 法第三十三条の規定による届出は、第三号様式による届書を提出することによって行うものとする。
- 3 前項の届出は、保健師業務、助産師業務又は看護師業務のうち、二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。

歯科衛生士業務従事届

○ 歯科衛生士法 第6条

(登録、免許証の交付及び届出)

免許は、試験に合格した者の申請により、歯科衛生士名簿に登録することによって行う。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科衛生士免許証(以下「免許証」という。)を交付する。
- 3 業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

○ 歯科衛生士法施行規則 第9条

(届出等)

法第六条第三項の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、平成二年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

- 2 法第六条第三項の規定による届出事項は、次のとおりとする。
 - 一 氏名及び年齢
 - 二 住所
 - 三 名簿の登録番号及び登録年月日
 - 四 業務に従事する場所の所在地及び名称
- 3 前項の届出は、様式第五号によらなければならない。

歯科技工士業務従事者届

○ 歯科技工士法 第6条

(登録、免許証の交付及び届出)

免許は、試験に合格した者の申請により、歯科技工士名簿に登録することによって行う。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という。)を交付する。
- 3 業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

○ 歯科技工士法施行規則 第5条

(届出等)

法第六条第三項の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

- 2 法第六条第三項の規定による届出事項は、次のとおりとする。
 - 一 氏名、年齢及び性別
 - 二 住所
 - 三 歯科技工士名簿登録番号及び登録年月日
 - 四 業務に従事する場所の所在地及び名称
- 3 前項の届出は、様式第三号によらなければならない。